

(仮訳)

第3回日英外務・防衛閣僚会合

2017年12月14日

共同声明

1. 河野太郎外務大臣及び小野寺五典防衛大臣並びにボリス・ジョンソン外務・英連邦大臣及びギャビン・ウィリアムソン国防大臣は、2017年12月14日、ロンドンにおいて第3回日英外務・防衛閣僚会合を開催した。
2. 四大臣は、日英両国が欧州及びアジアにおけるそれぞれ最も緊密な安全保障上のパートナーであることを再確認した。四大臣は、前回の日英外務・防衛閣僚会合以降の防衛・安全保障協力における力強い進展を歓迎した。四大臣は、2017年8月のメイ英国首相訪日の際に確認したとおり、両国のグローバルな安全保障上のパートナーシップを次の段階へと引き上げること及び「安全保障協力に関する日英共同宣言」に基づく新しい包括的な協力プログラムを促進することに対するコミットメントを表明した。この点に関し、四大臣は、今後も進化する文書として定期的に改訂されていく、安全保障・防衛協力に関する共同の行動計画の策定を歓迎した。
3. 四大臣は、共通の戦略的利益及び基本的価値により支えられた、日英両国のグローバルな戦略的パートナーシップを確認した。四大臣は、日本の国際協調主義に基づく「積極的平和主義」及び英国の「グローバルな英国」というビジョンの活用等を通じ、世界の安全保障及び繁栄の基礎である、ルールに基づく国際システムの維持に対するコミットメントを表明した。四大臣は、強化された地域の連結性のために開かれ、公平かつ持続可能なアクセスが可能な質の高いインフラを促進することの重要性を再確認した。四大臣は、法の支配に基づく国際秩序の重要性を強調し、力や強制により緊張を高めまたは現状を変更するいかなる一方的な行動にも強く反対することを表明した。
4. 四大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序が国際社会の安定及び繁栄の重要な柱であることを再確認し、海洋安全保障協力の強化にコミットした。四大臣は、パートナーと共に、自由で開かれたインド太平洋地域を維持するために協働することが相互の利益であることを確認した。日本側の二大臣は、今後あり得べき英国の空母の展開といった海・陸・空軍の訪問を通じたものを含む、この地域への英国の安全保障面での関与の強化を歓迎した。日本はまた、五か国防衛取極（FPDA）を通じたアジア太平洋地域の安全保障に対する英国のコミットメントを歓迎した。
5. 四大臣は、2017年11月29日のICBM級の可能性がある弾道ミサイルの発射を含む、関連する国連安保理決議に著しく違反した北朝鮮による核・弾道ミサイル計画の継続的な開発を最も強い表現で非難した。四大臣は、北朝鮮に対し、全ての関連する国連安保理決議及び2005年の六者会合共同声明を遵守するよう強く求めるとともに、核武装した北朝鮮を決して認めないことを強調した。四大臣は、北朝鮮に対し、核・弾道ミサイル開発の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での放棄及び朝鮮半島の非核化の実現に向けた具体的な行動をとるよう強く求めるために、北朝鮮に対して最大限の圧力をかけ

(仮訳)

ることを確認した。この目的のため、四大臣は、国際社会に対し、2017年9月11日に全会一致で採択された国連安保理決議第2375号を含む国連安保理決議を完全に履行するよう求めた。四大臣は、他国に対し、北朝鮮との経済関係を見直すよう強く求めるとともに、制裁回避や更なる挑発行動に対する措置を含め、安保理において措置をとるべく引き続き共に緊密に取り組んでいくことで一致した。四大臣はまた、北朝鮮に対し、人権侵害を即時に終わらせるとともに、拉致問題を即時に解決することを強く求めた。

6. 四大臣は、海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映された、国際法の諸原則に基づくルールを基礎とした海洋における秩序の維持、並びに外交的及び法的手段を通じて海洋に関する紛争の平和的な解決に対するコミットメントを再確認した。四大臣は、東シナ海及び南シナ海における状況を引き続き懸念し、緊張を高め得るいかなる一方的な行動にも強く反対した。四大臣はまた、実効的な南シナ海行動規範策定のための交渉の早期妥結を支持した。四大臣は、このような外交的取組が係争のある地形の非軍事化につながるべきであるという認識を共有した。
7. 四大臣は、中東地域の安定及び繁栄を確保することへのコミットメントを確認した。四大臣は、イラク全土及びシリアのラッカの解放宣言等ISILとの闘いの進展を、中東地域及び国際社会の平和及び安定に向けた重要な一歩として歓迎するとともに、ISILに裁きをもたらすことの重要性を強調した。四大臣はまた、イランの核開発に対する包括的共同作業計画（JCPOA）の支持及び全ての当事者に対するその継続的履行の重要性を強調した。
8. 四大臣は、ウクライナの主権及び領土一体性への強固なコミットメントを改めて表明し、全ての当事者によるミンスク・プロセスの完全な履行を通じた平和的解決を要請した。四大臣はまた、ウクライナの政治的・経済的安定に向けた取組及びその改革プログラムを支援することへのコミットメントを再確認した。
9. 四大臣は、2016年の英空軍タイフーン戦闘機の訪日時に実施した日英共同訓練「ガーディアン・ノース」を含め、二国間及び多国間の共同訓練を通じた日英間の防衛協力が進展していることを歓迎した。四大臣は、日英間で初めての日本における陸軍種共同訓練を2018年実施するとともに、HMSアーガイル及びHMSサザーランドのアジア太平洋地域への展開等の様々な機会を捉えて二国間訓練を実施していくことを確認した。また、四大臣は、オズバーの交換を含め、共同訓練やその他の協力の定例化を追求していくことを決定した。四大臣はまた、二国間関係の重要な基礎である部隊間交流の着実な進展を歓迎した。
10. 四大臣は、日英防衛装備・技術協力運営委員会と防衛装備・技術協力の進展を確認し、協力の深化を期待した。四大臣は、「共同による新たな空対空ミサイル（JNAAM）」の第二段階の実現可能性に係る研究に関する共同研究プロジェクトの進捗を受け、試作研究及び発射試験を含む共同研究プロジェク

(仮訳)

トが早急に具体化することへの期待を示した。四大臣は、二国間の最初の協力事業である「化学・生物防護技術に係る共同研究」が2017年7月に成功裏に終了したことを歓迎した。四大臣は、「人員脆弱性評価に係る共同研究」の進捗を歓迎し、本年3月から開始された「将来戦闘機における英国との協力の可能性に係る日英共同スタディ」を含め、関心のあるプロジェクトについての可能な協力を検討していくことを決定した。

- 1 1. 四大臣は、最近締結された物品役務相互提供協定（ACSA）に基づき、後方支援、技術支援及び専門的な支援の相互提供に関する協力を強化することで一致した。四大臣は、ACSAを土台とし、日本国自衛隊と英国軍との間の共同運用・演習を円滑にするため、優先事項として、行政上、政策上及び法的な手続を改善するための枠組みに取り組むことで一致した。
- 1 2. 四大臣は、東南アジア、南アジア、中東及びアフリカの途上国での能力構築支援における協調の進展を歓迎した。四大臣は、海洋安全保障並びに海上安全、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援及び災害救援、質の高いインフラの促進、ジェンダー、平和維持活動並びに地雷除去等の戦略的優先分野において、将来の共同能力の構築支援に向け調整メカニズムを活用していくことで一致した。
- 1 3. 四大臣は、2018年1月に予定されている日英テロ対策協議を歓迎するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた警備並びに第三国に対するテロ対策及び航空保安のための能力構築支援についての具体的な取組を通じ、日英両国がテロ対策協力を含めた協力を更に深化していくことを確認した。
- 1 4. 四大臣は、悪意のあるサイバー活動の脅威が急速に増大していることを認識し、2018年2月に日英サイバー協議を再び実施すること等によって、サイバーセキュリティ分野における情報共有及び協力を一層強化することで一致した。四大臣は、悪意のあるサイバー活動を抑止し、軽減し、原因を特定するため、日英両国が協調した対応及び情報共有を強化することを確認した。
- 1 5. 四大臣は、国連、G7、G20等の多数国間の枠組みでの協力を継続することで一致した。四大臣は、両国が、グテーレス国連事務総長の平和と安全改革、開発システム改革及びマネジメント改革のイニシアティブを支持し、共に国連改革を加速化するため協力することを再確認した。国連安保理改革について、四大臣は、第72回国連総会会期におけるテキスト・ベース交渉の開始の必要性を強調し、常任及び非常任議席双方の拡大を含む、国連安保理の早期改革に向けて協力を加速することで一致した。英国は、日本及びその他のG4の国連安保理常任理事国入り、アフリカの常任理事国入り並びに非常任理事国のアフリカ議席追加に対する強い支持を再確認した。英国が主要加盟国であるNATOに関し、四大臣は、日本のパートナーシップを高めるため、日本とNATOとの更なる協力を促進する意図を表明した。

(仮訳)

16. 四大臣は、女性・平和・安全保障への関与、紛争下の性的暴力被害者への支援及び保護の提供、並びに紛争に関連する性的暴力予防の重要性を再確認した。
17. 四大臣は、両国が、児童に対する暴力及び現代の奴隷制を終わらせるために、「実施要請」の完全な履行を含め引き続きグローバルに協働することを確認した。四大臣は、オンラインの児童性的搾取撲滅のための「We PROTECT世界連携」及び「児童のための2030アジェンダ：ソリューションズ・サミット」に積極的に参加することで一致した。
18. 四大臣は、宇宙空間における活動は相互の繁栄及び安全保障の基礎であることを再確認した。四大臣は、更なる対話を通じ、宇宙空間における安全や安全保障上の課題に対処し、全ての宇宙活動のための責任ある行動のための国際規範を促進するための、協力を強化することを決定した。四大臣はまた、産業政策対話の下で、宇宙産業協力の新たな枠組みが設置されたことを歓迎した。
19. 四大臣は、日英両国が国際的な核軍縮及び核不拡散体制の礎石としてのNPTを支持し、軍縮・不拡散に関する協力を継続することを改めて表明した。四大臣は、拡散を防止し、核兵器国及び非核兵器国の参画を得て、具体的かつ実践的な取組を通じ核軍縮を進展させるため、国際社会のパートナーと協働する重要性を強調した。この文脈において、四大臣は、英国も共同提案国となった日本の核兵器廃絶決議が、2017年12月4日に国連総会で採択されたことを歓迎した。
20. 四大臣は、通常兵器及び汎用品（特に大量破壊兵器の運搬手段に使用されるもの）の、移転及び違法な流れを管理するために緊密に協力することの重要性を認識した。英国は、日本が武器貿易条約第4回締約国会議の議長に指名されたことを歓迎した。四大臣は、条約の共通の目的に向けた力強い進展を確保するため協働することで一致した。
21. 四大臣は、本年10月にロンドンで行われた第6回日英原子力年次対話における経験及び専門知識の共有並びにその他の協力プロジェクトなどを通じた、民生用原子力分野における二国間の緊密な協力を歓迎した。同時に、日英両国は、二国間の広範囲かつ戦略的な産業パートナーシップの一環として、英国の新規建設計画への日本の産業界の関与を歓迎した。
22. 四大臣は、二国間で情報共有及び分析の進展を歓迎するとともに、この分野での協力を強化することで一致した。
23. 四大臣は、それぞれの事務当局に、本日の会合の結果を綿密にフォローアップし、次回の外務・防衛閣僚会議において報告するよう指示した。